

只木ゼミ前期第3問検察側反対尋問レジュメ

文責:1班(木下、鈴木、塚越、塚本、橋本、村本)

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁 c-1 説の検討において、冒頭部に「構成要件が形式的にみて包摂関係になければならないとする見解は」とあるが構成要件が形式的にみて包摂関係とはつまり法条競合のことではないか。また仮に法条競合ではないとするのであれば、弁護側は法条競合をどのように考えているのか。
- 10 2. 弁護レジュメ1頁 c-3 説の検討において、「～他説より合理的である。」と結論づけているが、違法な行為を行っているにもかかわらず、法条競合でないから罰しないという結論が出てしまう点で結果の妥当性を欠くため合理的な説とは言えないのではないか。
- 15 3. 弁護レジュメ2頁本問の検討において「Aにはコカインを譲り受ける実行の着手」があるとしているが、この理論は実行行為を抽象化し、異なる構成要件の実行行為に転用していないか。またそうであるなら実行行為の抽象化を許容しながら故意の抽象化を否定する理由はなにか。

以上